

## 平成 30 年度「じゅうろくアジア留学生奨学金」授与式を開催しました

当行は、平成 26 年 8 月に創設いたしました「じゅうろくアジア留学生奨学金」の本年度の奨学生を決定し、以下の要領にて奨学金の授与式を開催しましたのでお知らせいたします。

本奨学金制度は、「名古屋大学大学院法学研究科」との間で平成 26 年 7 月に締結しました「覚書」に基づく相互協力の一環として、公益財団法人国際教育支援教会の冠奨学金制度を利用して創設されたものであり、今般、第 5 期の奨学生として、名古屋大学大学院法学研究科に進学した修士課程のベトナム人留学生 2 名に奨学金を授与することを決定しました。

名古屋大学は、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、7 か国 8 か所の提携大学内に日本法教育研究センターを設置し、これまでアジア新興国の法整備支援に取り組んでまいりました。また、ベトナムにおいては、名古屋大学大学院法学研究科に留学経験のあるレ・タイン・ロン氏が 2016 年にベトナム司法大臣に就任されたのに続き、2018 年 4 月には、同じく同研究科に留学経験のあるダン・ホアン・オワイン氏がベトナム司法副大臣に就任されるなど、ベトナムから名古屋大学への留学ご経験者が、大変ご活躍されています。

アジア新興国との海外ビジネスに取り組まれる地元企業にとって、当該国の法整備は大変重要な要素となっています。当行は、今後も名古屋大学との一層の連携をはかり、奨学金支援等を通じて、地元企業ならびに地域への貢献に向けた取組みを行ってまいります。

### 記

#### 1. 授与式について

日時 : 平成 30 年 11 月 7 日（水）午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場所 : 十六銀行名古屋ビル 16 階 プラチナフロア（名古屋市中区錦 3-1-1）

内容 : 奨学金目録 贈呈

頭取 挨拶

奨学生 御礼の挨拶

記念撮影 等

参加者 : 名古屋大学副総長 和田 肇 様

名古屋大学大学院 法学研究科長 鈴木 將文 様

名古屋大学大学院 法学研究科 教授 小畑 郁 様  
名古屋大学 法政国際教育協力研究センター長 國分 典子 様  
十六銀行 頭取 村瀬 幸雄  
十六銀行 取締役常務執行役員 秋葉 和人

受給者：名古屋大学大学院法学研究科

修士課程 1年 グエン ティ ジェップ (21歳 ベトナム出身 女性)

修士課程 1年 チャン カン フォン (22歳 ベトナム出身 女性)

### 【授与式の様子】



<左から、鈴木研究科長、和田副総長、グエンさん、チャンさん、頭取村瀬>

## 2. じゅうろくアジア留学生奨学金について

本奨学金制度については、海外に展開する企業が、進出国特有のリーガルリスクに悩まされる場面も多くなる中、当行のお取引先である地域の企業が安心して海外事業展開に取り組むことができるよう、日本ならびに母国の法制面・経済面の発展に貢献できる優秀な人材を育成することを目的として、公益財団法人日本国際教育支援協会の冠奨学金制度を利用して平成26年8月に創設致しました。

アジア地域の国籍を有し、名古屋大学大学院法学研究科において法学分野を専攻予定の私費外国人留学生を対象として募集を行っており、奨学生は今回で合計9名となっております。

民間企業・団体が創設する奨学金制度において、対象者の研究分野を絞り込んで募集する場合、実学研究である理工学系を対象とするケースは多くみられるものの、社会科学分野のうち、法学分野に限定した奨学金制度は珍しく、本奨学金制度は「覚書」に基づく名古屋大学大学院法学研究科との協力関係の柱となっております。

[奨学金授与実績]

第一期 (2014年)	1名	ウズベキスタン
第二期 (2015年)	3名	カンボジア、ベトナム、モンゴル
第三期 (2016年)	2名	ウズベキスタン、ベトナム
第四期 (2017年)	1名	ベトナム
第五期 今回	2名	ベトナム 2名
合計	9名	

以 上